

第1章 総 則

第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

第2節 防災組織

第1 防災組織の実施機関及び責務

地震災害対策編第1章第2節「計画の構成と概要」及び第3節「市、防災関係機関及び市民等の役割」を参照のこと。

第2 樽前山火山防災会議協議会

樽前山火山防災会議協議会は、災害対策基本法第17条第1項の規定に基づき設置し、「樽前山火山防災計画」を策定し、噴火災害に際し適切に対処することを目的として組織する。

協議会を構成する市町及び関係機関は、次のとおりである。

